

# 入 札 説 明 書

令和 3 年度

阿寒摩周国立公園管理事務所等燃料供給等業務

[全省庁共通電子調達システム対応]

環 境 省

北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所

## はじめに

令和3年度 阿寒摩周国立公園管理事務所等燃料供給等業務の入札等については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)、その他の関係法令及び環境省入札心得(別紙)に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所長 田邊 仁

### 2. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和3年度 阿寒摩周国立公園管理事務所等燃料供給等業務
- (2) 特質等 別添2の仕様書による
- (3) 納入期限等 令和4年3月31日
- (4) 納入場所 北海道釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎4階  
北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所

#### (5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

#### (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

### 3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 北海道地方環境事務所から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 平成31・32・33年度又は令和01・02・03年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」の「燃料類」又は「その他」において、開札時まで「B」、「C」又は「D」級に格付されており、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

#### 4. 契約条項を示す場所等

##### (1) 契約条項を示す場所

〒085-8639 北海道釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎4階  
北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所 総務課  
電話 0154-32-7500 F A X 0154-32-7575

#### 5. 入札参加表明及び入札に関する質問の受付

(1) 本件入札に参加する意思がある者は、次に従い、別記様式1の入札参加表明書及び環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写しを提出すること（入札説明会に参加した者については、環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写しの提出は不要。）。また、この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合も、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

提出期限 令和3年2月1日（月）16時まで  
（持参の場合は、12時から13時を除く）

提出場所 4. (1) の場所

提出方法 持参又はF A Xによって提出すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、令和3年2月4日（木）17時までに入札参加表明者全員にF A Xにより行う。

#### 6. 競争執行の日時、場所等

##### (1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和3年2月10日（水）13時30分

場所 釧路地方合同庁舎 第3会議室

北海道釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎4階

##### (2) 入札書の提出方法

###### ア. 電子調達システムによる入札の場合

5 (1) の日時までに、環境省入札心得に定める様式2を電子調達システムにより提出した上で、入札書を同システムにより令和3年2月10日（水）13時29分までに提出するものとする。

###### イ. 書面による入札の場合

環境省入札心得に定める様式3による書面を5 (1) の日時までに持参又はF A Xにより提出した上で、環境省入札心得に定める様式1による入札書を(1)の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、F A X、郵送等により提出することは認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

##### (3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

#### 7. 落札者の決定方法

(1) 有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令

第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

#### 8. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

#### 9. その他

##### (1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表するとともに、北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所において閲覧資料として公表するものとする。

##### (2) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム (GEPS) ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>  
ヘルプデスク 0570-014-889 (ナビダイヤル) 受付時間 平日 8時30分～18時30分  
なお、障害発生により電子調達システムの操作ができない場合において、入札の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合には、4. (1) の場所に一報すること。

#### ◎ 添付資料

- ・別紙1 環境省入札心得
- ・別添1 契約書 (案)
- ・別添2 仕様書

令和 年 月 日

入札参加表明書（及び質問書）

分任支出負担行為担当官  
北海道地方環境事務所  
釧路自然環境事務所長 殿

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

令和 3 年度 阿寒摩周国立公園管理事務所等燃料供給等業務に係る入札への参加を表明します。

※ 1. 平成 31・32・33 年度又は令和 01・02・03 年度環境省競争参加資格書（全省庁統一資格）の審査結果通知書の写しを添付すること（入札説明会に参加した者については添付不要。）。

※ 2. 入札説明書に関する質問がある場合には、質問書（様式は任意）を添付すること。

担当者連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

TEL :

FAX :

E-mail :

## 環境省入札心得 (物品役務 最低価格落札方式)

### 1. 趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

### 2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

### 3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

### 4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式3による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

### 5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその

名称又は商号)、宛名(分任支出負担行為担当官 北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所長殿と記載)及び「令和3年2月10日開札[令和3年度 阿寒摩周国立公園管理事務所等燃料供給等業務]の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。また、競争参加資格を証明する書類を開札日時までに提出すること。

- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札説明書で指定された日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

## 7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式4による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

## 8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

## 9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名押印(外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。)を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、説明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

## 10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であつて、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

## 11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は

代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。

- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

## 12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

## 13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

## 14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

## 15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

## 別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入 札 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
北海道地方環境事務所  
釧路自然環境事務所長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

(復) 代理人

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札  
する場合に、(復) 代理人の記名が必要。

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和3年度 阿寒摩周国立公園管理事務所等燃料供給等業務
- 2 入札金額 : 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
北海道地方環境事務所  
釧路自然環境事務所長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

電子入札案件の電子入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加をいたします。

記

入札件名：令和 3 年度 阿寒摩周国立公園管理事務所等燃料供給等業務

担当者等連絡先

部 署 名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

F A X：

E-mail：

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
北海道地方環境事務所  
釧路自然環境事務所長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名：令和3年度 阿寒摩周国立公園管理事務所等燃料供給等業務
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由  
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E-mail :

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
北海道地方環境事務所  
釧路自然環境事務所長 殿

住 所  
(委任者) 会 社 名  
代 表 者 氏 名

代 理 人 住 所  
(受任者) 所 属 (役 職 名)  
氏 名

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和3年度 阿寒摩周国立公園管理事務所等燃料供給等業務の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責 任 者 名 :

担 当 者 名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
北海道地方環境事務所  
釧路自然環境事務所長 殿

代理人住所  
(委任者) 所属(役職名)  
氏 名

復代理人住所  
(受任者) 所属(役職名)  
氏 名

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和3年度 阿寒摩周国立公園管理事務所等燃料供給等業務の入札に関する一切の件

担当者等連絡先

部署名:

責任者名:

担当者名:

T E L:

F A X:

E-mail:

入札辞退届

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
北海道地方環境事務所  
釧路自然環境事務所長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

令和 3 年度 阿寒摩周国立公園管理事務所等燃料供給等業務に係る入札を辞退します。

担当者連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E-mail :

## 質問書

業 務 名	令和3年度 阿寒摩周国立公園管理事務所等燃料供給等業務
会 社 名	
住 所	
担 当 者	部署名： 氏 名：
担当者連絡先	TEL： FAX：
	E-m a i l：
質 問 事 項	

# 契 約 書

1. 契約物件 令和3年度 阿寒摩周国立公園管理事務所等燃料供給等業務
2. 契約金額
- |                  |       |   |
|------------------|-------|---|
| 灯油               | 1リットル | 円 |
| ガソリン             | 1リットル | 円 |
| ウインドウォッシャー液      | 2リットル | 円 |
| 水洗洗車（普通車）        | 1台    | 円 |
| 水洗洗車（RV車）        | 1台    | 円 |
| タイヤ脱着（夏冬ホイール付組替） | 1本    | 円 |
- （消費税及び地方消費税を含む）
3. 契約期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
4. 契約保証金 免除

上記について、分任支出負担行為担当官 北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所長 田邊 仁（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、次の条項により契約を締結する。

## （納入場所）

第1条 乙は、頭書の契約金額をもって頭書の期間内において、甲の指示するところにより納入するものとする。

## （灯油、ガソリン給油伝票の提出）

第2条 乙は、甲の必要とする灯油、ガソリンについて、毎月必要量相当の灯油、ガソリン給油伝票（以下「伝票」という。）を甲に提出するものとする。

## （灯油、ガソリンの給油等）

第3条 灯油については甲が指定した箇所に乙は給油する。ガソリンについては、甲は、乙の発行した伝票と引換に乙の経営するガソリンスタンドにおいて給油を行うものとする。ただし、これに要する一切の経費は乙の負担とする。

2. 灯油及びガソリンの給油以外については、乙の経営するガソリンスタンドにおいて行うものとする。

## （権利義務の譲渡）

第4条 この契約によって生ずる権利若しくは義務は、これを第三者に譲渡し、又は継承せしめてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(案)

(代金の請求)

第5条 乙は、毎月10日までに前月分の給油数量等を取りまとめ、給油した伝票等を添えて代金支払を請求するものとする。

(代金の支払)

第6条 甲は、前条による適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に代金を支払うものとする。

(代金の請求及び受領の代理人)

第7条 乙は、甲の承認を得て代金の請求及び受領について、第三者を代理人とすることができる。

2 前項の規定により第三者を代理人としたときは、甲は第三者に対して前条の規定に基づく支払をするものとする。

3 前項の場合において、その第三者は、その提出する支払請求書に乙の代理人である旨を明記した委任状を添付しなければならない。

(契約の解除)

第8条 甲は、頭書の契約の必要がなくなったとき又は第11条の協定が不調になったときは、乙にその旨通知し契約を解除することができる。

2 乙の責に帰しがたい事由により頭書の契約を履行することができないと認めるときは、頭書の契約を解除する。

3 前項の場合において、甲は乙より受けた伝票(使用部分を除く。)を乙に返還するものとする。

(違約金等)

第9条 甲が第8条の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の

(案)

- 100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
  - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - 三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - 四 この契約に関し、乙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
  - 4 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
  - 5 第1項、第2項及び第3項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(損害賠償)

第10条 甲は、第12条又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(支払遅延利息)

第11条 甲は、自己の責に帰する事由により第6条に定めた期日より支払が遅れたときは「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に定める遅延利息を乙に支払うものとする。

(案)

(料金改定)

第 12 条 頭書の契約単価について市場価格に著しい変動を生じたときは、甲乙協議して頭書の単価の改定をすることができる。

(その他)

第 13 条 この契約に明記していない事項及び取扱に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約締結を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名捺印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所 北海道釧路市幸町 1 0 丁目 3 番地  
氏 名 分任支出負担行為担当官  
北海道地方環境事務所  
釧路自然環境事務所長 田 邊 仁

乙 住 所  
氏 名

令和3年度 阿寒摩周国立公園管理事務所等燃料供給等業務  
仕様書（案）

1. 件名

令和3年度 阿寒摩周国立公園管理事務所等燃料供給等業務

2. 業務の目的

本業務は、阿寒摩周国立公園管理事務所及び川湯エコミュージアムセンターで使用する灯油の供給や、環境省担当官が使用する官用車に必要なガソリン及びウィンドウォッシャー液の供給等を行うことにより、各施設の運営及び官用車を使用する庁舎外での用務を円滑に行えるようにすることを目的とするものである。

3. 業務の内容

(1) 灯油の供給

請負者は以下に示す各施設について、「環境省担当官が指示するとき」又は「環境省の発注業務により施設の維持管理を行う者が指示するとき」において、各施設に設置されている灯油タンク受入口へ燃料（灯油）を配達及び供給し、供給した数量を納品書により発注者に報告すること。

①対象施設

- ・阿寒摩周国立公園管理事務所  
(北海道川上郡弟子屈町川湯温泉 2-2-2)
- ・川湯エコミュージアムセンター  
(北海道川上郡弟子屈町川湯温泉 2-2-6)

②灯油供給予定数量

11,787.8 ㍓ (ただし、概算での予定数量であるため、増減する可能性がある。)

本業務の実績数量が予定数量より増減した場合においても、請負者は異議を申し立てないものとする。

③契約単価

灯油 1 ㍓当たりの契約単価は、金〇〇円（消費税及び地方消費税を除く。）とし、いずれの施設に供給する場合においても同一単価とする。

ただし、市場価格に著しい変動が生じたときは、甲乙協議して契約単価を

各月の1日時点において、更新することとする。

## (2) ガソリン及びウィンドウォッシャー液の供給等

請負者は、北海道内のガソリンスタンドにおいて、環境省担当官が指示するとき、環境省担当官が使用する官用車に、以下の作業を行う。

- ・ガソリンの供給
- ・ウィンドウォッシャー液の供給（年間12回程度）
- ・水洗洗車（普通車・年間4回程度想定）
- ・水洗洗車（RV車・年間8回程度想定）
- ・タイヤ脱着（年間2回程度想定）

供給・作業した数量を納品書により発注者に報告すること。

ただし、納品書の書式等については、発注者及び請負者で協議し、定める又は変更することできることとする。

### (1) 納入場所の条件

・阿寒摩周国立公園管理事務所及び川湯エコミュージアムセンター近辺（半径2km以内）に、少なくとも1か所以上のガソリンスタンドを有すること。

### (2) ガソリン供給予定数量

2,271.5ℓ（ただし、概算での予定数量であるため、増減する可能性がある。）

本業務の実績数量が予定数量より増減した場合においても、請負者は異議を申し立てないものとする。

## 4. 契約単価

ガソリン1ℓ当たりの契約単価は、金〇〇円（消費税及び地方消費税を除く。）とし、いずれの施設に供給する場合においても同一単価とする。  
ただし、市場価格に著しい変動が生じた際は、甲乙協議し契約単価を、各月の1日時点において、更新することとする。

## 5. 業務実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## 6. 請求方法

請負者は、毎月末時点において契約履行済分を取りまとめ、毎翌月10日までに報告すること。

発注者は、上述の報告、納品書等により検査を行うこととする。

請負者は、検査に合格した場合には、速やかに請求書を提出し、代金を請求するものとする。

なお、令和3年度末の令和4年3月納品分においては、令和4年4月上旬までに代金を請求できるよう迅速な対応をすること。